

令和3年12月定例会 〈国民健康保険税条例の改正に対する反対討論〉

むとう葉子

日本共産党戸田市議団を代表して、議案第78号戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

国民健康保険税は、平成30年度4月より都道府県が財政の主体となり、運営されるようになりました。国より一般会計からの法定外繰り入れをなくすよう指導され、平成29年12月定例会での条例改正では、所得割率を1.87%引き上げ、所得に対する賦課は11.02%という大幅な引き上げを行い、一般会計からの繰り入れをなくすための計画における目標を達成してきたところです。

そして今回の条例改正では、県の「第2期国保運営方針」で、令和8年度までに一般会計からの繰り入れを解消することが明記され、本市では令和5年度までに計画対象赤字の解消を図る「赤字削減解消変更計画」を令和3年3月に提出し、これに基づく一部改正となっています。

条例改正の内容は、均等割額を2年かけて、一人5900円ずつ値上げし合計11800円の値上げとなり、子どもが多い家庭においては大きな負担となります。

委員会審査において、未就学児がいる世帯などの様々な家族構成の負担軽減が示されましたが、そもそも子どもに均等割を課すこと自体に、協会けんぽ等との均衡が図れていないという問題があります。

また7割、5割、2割の軽減が適用できる世帯においても、現状より負担が増えることが明らかになりました。国保制度改善強化全国大会や全国市長会でも、国庫負担を増やせと公費拡充の意見を出しており、市も埼玉県へ財政支援を求めているという答弁がありました。

協会けんぽと国民健康保険の被保険者負担は、これまでも大きな負担の差が生じています。協会けんぽ等の保険料は半分、会社が支払っているからです。国は公費負担を「赤字」と言っていますが、これは赤字ではなく保険者として支払うべき支出です。

特にこの2年間、新型コロナの影響で、子育て世帯だけでなく、仕事が立ち行かなくなり、職を失う方、生活が苦しくなる方が増えています。誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険を維持するというなら、国に対して国庫負担を求めていくと共に、値下げこそ必要であり、今、値上げするべきではありません。以上の理由から、議案第78号戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。